

事業主の皆様へ

延長を行ってきた障害者雇用納付金の納期限等について

平成30年7月豪雨により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

1 障害者雇用納付金の納期限等の延長について

①次の指定地域内に主たる事務所が所在する事業主が納付するもので、②平成30年7月5日以降に申告又は納付の期限（以下「納期限等」という。）が到来する障害者雇用納付金（※1）について、納期限等の延長を行ってきたところ、今般、その納期限等は以下のとおりと指定されました。

○地域

岡山県 岡山市北区、岡山市東区、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県 広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、
安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県 岩国市周東町
愛媛県 宇和島市、大洲市、西予市

○納期限等

平成30年11月27日

※1 督促状の指定期限が平成30年7月5日以降である場合を含みます。

※2 岡山県倉敷市真備町の納期限等については、同町の状況を鑑み今後別途決定されます。

2 障害者雇用納付金の納付の猶予について

1に該当しない場合（1に該当する場合で納付の期限が到来した場合を含む。）であっても、平成30年7月豪雨により被害を受けた事業主の方については、個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認められた場合には、猶予の対象となります。

【お問い合わせ先】

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
納付金部管理課
TEL. 043-297-9650